

入退院時における身寄りのない 高齢者支援ガイドライン



出雲圏域病病連携会議
令和6年（2024年）2月

《目 次》

【本編】

1. ガイドラインの目的	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 身寄りのない高齢者の定義	
(2) 支援者（支援機関）の定義	
(3) ガイドラインの運用方法	
(4) 関連する社会資源該当機関・連絡先一覧	
3. 身寄りのない高齢者への対応チェック～抱えている課題の明確化を	5
4. 身寄りのない高齢者へ支援が必要となる場面	7
5. 場面別 身寄りのない高齢者への支援における基本的な考え方と 活用が考えられる制度等	8
(1) 経済的支援	8
(2) 身の周りの世話	12
(3) 各種手続き	18
(4) 死後事務	20
(5) 医療同意	22
(6) 緊急の連絡対応	24
6. どこに相談すれば？どこが対応すれば？ 制度のすき間を埋めるために	25

【資料編】

資料1	生活保護制度	28
資料2	出雲市内医療機関の入院セット導入状況一覧	29
資料3	日常生活自立支援事業	30
資料4	成年後見制度	31
資料5	成年後見制度（市長申立て）	31
資料6	預かり証・出納帳等（例）	32
資料7	高齢者福祉タクシー利用券・出雲市障がい者福祉タクシー制度	33
資料8	ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について	34
資料9	出雲市内医療機関の霊安室の有無一覧	35
資料10	出雲市内医療機関への支払い方法一覧	36

【支援が必要となる場面別Q&A】

1. ガイドラインの目的

全国的に少子高齢化が進展し、出雲市でも高齢者数と高齢化率は共に上昇しています。今後、65歳以上人口は令和27年（2045年）にピークを迎えて約56,000人（高齢化率35.7%）となり、75歳以上人口は令和37年（2055年）前後にピークを迎えると予測されます。

社会構造の変化などにより、高齢者のみの世帯は令和3年度末時点で17,891世帯と増加し、高齢者のいる世帯の約半数を占めます。さらに、そのうち約半数が一人暮らし高齢者世帯となっており、家族や親類、地域社会からの支援が得られにくい状況に陥ることが危惧されます。

こうした身寄りのない高齢者については、入院や施設入所時等に金銭管理や身の回りの世話などの支援が必要となる可能性が高くなります。そして、高齢者自身の認知機能の低下や判断能力の衰えなどに伴い、入退院時の手続き、医療行為の同意（インフォームド・コンセントなど）をどのように行うかが、医療・介護の現場において大きな課題となっています。

そこで、出雲市内9病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）等により構成する出雲圏域病病連携会議では、令和4年度から入退院時における身寄りのない高齢者を取り巻く課題を議論してきました。医療機関が抱える具体的な課題を抽出するとともに、出雲市役所や出雲市社会福祉協議会、出雲高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）、さらに出雲成年後見センターなどの支援機関への聞き取りや研修会等を行い、関連する制度の整理や支援機関が担う役割の明確化等を進めてきました。

これまでの議論をふまえ、医療機関のみでは身寄りのない高齢者が抱える多方面にわたる課題への対応は困難であることが明らかとなりました。そのため、我々は特に入退院時において身寄りのない高齢者を支援するための基本的な対応をまとめたガイドラインを作成することとしました。本ガイドラインが出雲市内の医療機関、支援機関等で共有されることで多職種連携を可能とし、身寄りのない高齢者へ必要なサービスが迅速に提供され、お互いの業務負担の軽減につなげることを目指します。

【ガイドライン策定の目的】

- 入退院時において身寄りのない高齢者の対応にあたる医療機関関係者の参考に活用。
- 身寄りのない高齢者を迅速かつ適切に必要なサービスにつなぐ。
- 各支援機関がお互いの業務を理解・尊重し、不足する領域をカバーしあいながら連携する。
- 各支援機関がお互いに連携する際の必要な手続きや事前準備等を理解・共有し、業務負担軽減につなげる。

2. 基本的な考え方

(1) 身寄りのない高齢者の定義

出雲市内に居住、入院、入所等している高齢者のうち、以下のいずれかに該当する方

- ・ 家族・親族や支援を得ることができる親しい知人（家族等）がいない
- ・ 家族等はあるが、連絡がつかない状態にある
- ・ 家族等があり連絡はつくが、家族等から必要な支援を拒否されている

(2) 支援者（支援機関）の定義

分野	分類
医療	病院、MSW、診療所、看護師、訪問看護ステーション
介護	介護施設、介護サービス提供事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）
地域	民生委員児童委員、生活支援サービス提供団体、金融機関
権利擁護	出雲成年後見センター、出雲市社会福祉協議会（いずれも権利擁護センター）
公共	出雲市社会福祉協議会、高齢者あんしん支援センター 出雲市（福祉推進課、高齢者福祉課、医療介護連携課、健康増進課 等）
緊急	警察署、消防署

(3) ガイドラインの運用方法

- 身寄りのない高齢者への基本的な支援は、国のガイドライン（「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」）に記載されている内容を基本として行います。
- 本ガイドラインは、支援が必要な場面に応じて出雲市内の支援機関や関連する制度、その手続等を確認するものとして活用します。
- 国のガイドラインや本ガイドラインにより身寄りのない高齢者への支援に係る課題がすべて解決するわけではありません。あくまで支援機関が参考とするものであり、個別課題については必要な支援機関が連携して対応することが前提となります。
- 身寄りのない高齢者に関連する課題の発生を未然に防止するため、本人や支援機関を含めたチームでのアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発が重要です。（4ページ参照）
- 本ガイドラインの内容については、出雲圏域病病連携会議において随時その内容を見直し、更新していきます。

(4) 関連する社会資源該当機関・連絡先一覧

キーワード	該当機関	連絡先
高齢者全般	出雲高齢者あんしん支援センター	25-0707※
高齢者施設	出雲市高齢者福祉課	21-6972
高齢者虐待	出雲高齢者あんしん支援センター 出雲市高齢者福祉課	25-0707※ 21-6967
高齢者福祉タクシー	出雲市高齢者福祉課	21-6967
障がい者全般	出雲市福祉推進課	21-6959
障がい福祉サービス	出雲市福祉推進課	21-6961
障がい者虐待	出雲市福祉推進課	21-6905
障がい者福祉タクシー	出雲市福祉推進課	21-6959
生活保護・ケースワーカー	出雲市福祉推進課	21-6962、21-6691
生活困窮	出雲市社会福祉協議会生活支援課	23-3790
生活福祉資金貸付制度	出雲市社会福祉協議会生活支援課	23-3790
遺体の引き取り、火葬	出雲市福祉推進課	21-6962、21-6691(平日) 21-2211(土日祝日)
権利擁護	出雲市高齢者福祉課 出雲成年後見センター 出雲市社会福祉協議会 (いずれも権利擁護センター)	21-6967 22-8097 25-0955
成年後見制度	出雲成年後見センター	22-8097
成年後見制度(市長申立)	出雲市高齢者福祉課 出雲市福祉推進課	21-6967 21-6694
日常生活自立支援事業	出雲市社会福祉協議会 (いずれも権利擁護センター)	25-0955
介護保険・介護認定	出雲市高齢者福祉課	21-6971
介護予防	出雲市医療介護連携課	21-6106
ケアマネジャー	出雲高齢者あんしん支援センター 出雲市高齢者福祉課	25-0707※ 21-6971
国民健康保険	出雲市保険年金課	21-6982
後期高齢者医療保険	出雲市保険年金課	21-6983
福祉医療費助成制度	出雲市福祉推進課	21-6959
障がい者手帳	出雲市福祉推進課	21-6959
民生委員児童委員	出雲市福祉推進課	21-6694

※各地域の高齢者あんしん支援センター連絡先はp25を参照

参考 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要であり、この取組を「人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

特に身寄りのない高齢者の判断能力が衰えた場合、暮らしたい場所や延命治療などについて本人の意思を確認することが困難となり、医療介護現場のスタッフにかかる負担が大きくなります。

入退院や転院、施設への入所など、様々なタイミングを活用し、本人がいつまでも自分らしく暮らし続けられるための希望をできる限り確認しておくことが、本人の希望にそった適切な治療等対処を迅速に行うことにつながるとともに、医療介護現場スタッフの負担軽減にもつながることが期待されます。

参考 あんしんノート（出雲市版終活支援ノート）

出雲市と高齢者あんしん支援センターでは、ACPを実践してもらうためのきっかけとするため、「あんしんノート」を作成しています。

これまでの人生を振り返り、好きなものや大切にしているもの、何かあったときの連絡先、医療や介護が必要になったときどのように過ごしたいかなどについて記載できるものとなっています。

なお、「今は考えたくない」「話したくない」という気持ちも、その時の大切な考え方です。

患者さんなど相手との関係性も考慮しながら、ACPについて考えてもらうきっかけとして活用してください。



3. 身寄りのない高齢者への対応チェック～抱えている課題の明確化を

- 「身寄りがない」ことで起きる課題を一つひとつチェックすると対応が明確に
- 「身寄りのない高齢者チェックリスト」で課題の共有を

入退院時に患者が身寄りのない方であることが分かった場合、何から解決していけばよいのか分からず、病院や介護施設の入退院支援担当者の業務負担や精神的負担は大きくなります。特に、現場の経験が乏しい支援担当者の方はより一層そうした傾向が強くなります。

単に身寄りがないといっても、その状況は患者一人ひとりで異なります。判断能力はあるのか、親族がいなくとも関わってきた支援者がいないのか、財産の状況はどうか、健康保険証は持っているか…など、抱えている課題を一つひとつ把握していくと、対応すべき課題が明確になっていきます。また、それによって相談すべき支援機関や活用できる制度が明らかになる場合もあり、課題を整理しておくことで支援機関へつなぐ際の連携がスムーズになります。

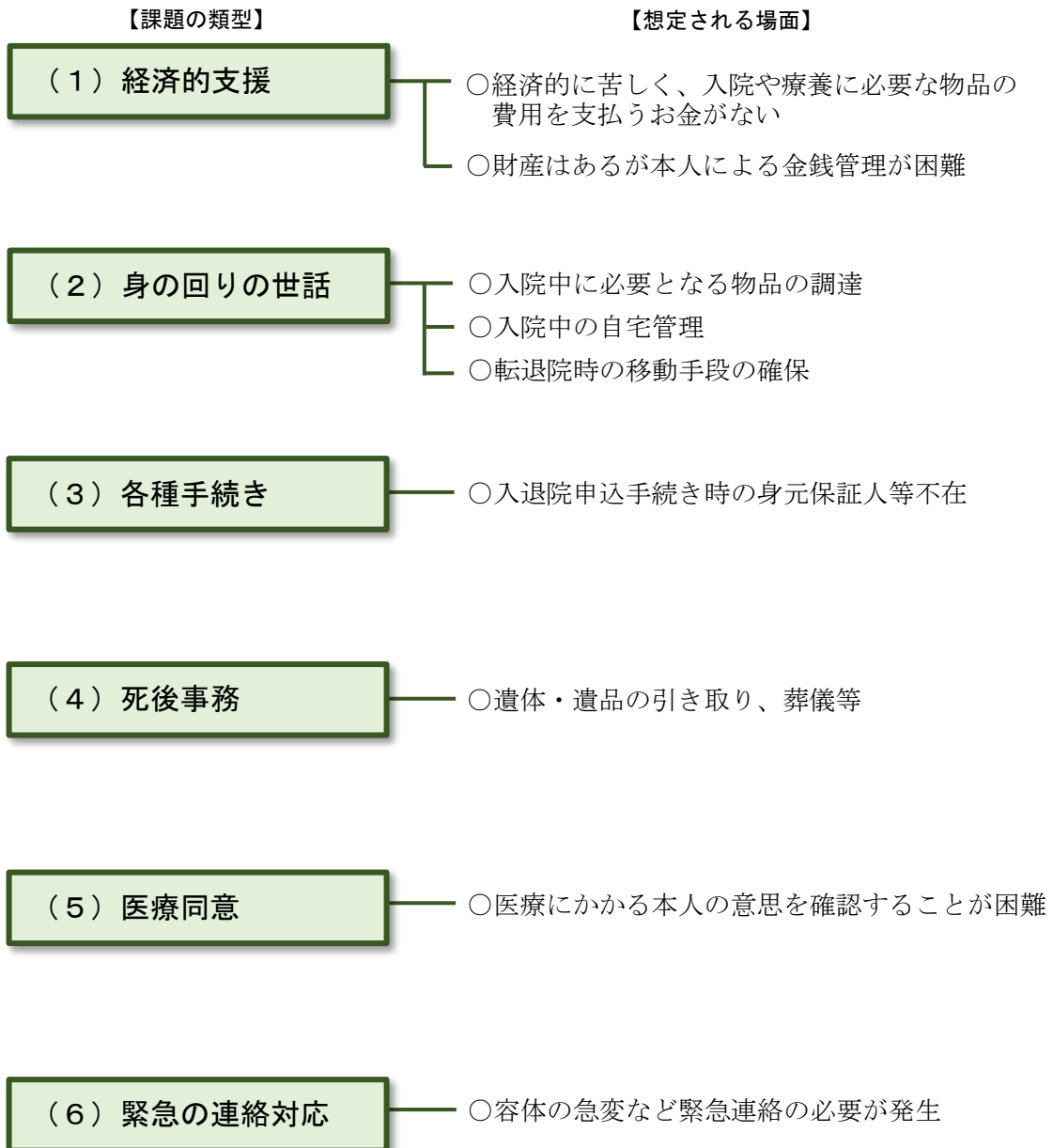
本ガイドラインでは、こうした身寄りのない高齢者への対応にあたる際のチェックリストを作成しました。身寄りのない高齢者への対応にあたって、このチェックリストを活用して、抱えている課題の把握、対応方針の検討、支援機関へのつなぎなどに活用してください。

- ※入院時から入院期間中にわたり、記入できるところから記入していきましょう。
- ※全てを1人で記入する必要はありません。院内関係者、外部支援者などそれぞれが記入できるところを埋めつつ情報共有を進めていくことに活用してください。

4. 身寄りのない高齢者へ支援が必要となる場面

病院の現場で発生している課題の聞き取り等から、身寄りのない高齢者に対して、入退院時において支援が必要となる場面を以下の 6 種類に分類し、それぞれの場面別に予測される状況を抽出しました。

※次ページ以降に掲載の各項目と対応しています。



5. 場面別 身寄りのない高齢者への支援における基本的な考え方と活用が考えられる制度等

(1) 経済的支援

○経済的に苦しく、入院や療養に必要な物品の費用を支払うお金がない

【基本的な考え方】

可能な限り、本人から日頃（入院前の生活費など）の各種支払いに関する情報を聞き取りし、本人の意向を確認したうえで、必要に応じて各支援機関と連携して対応します。

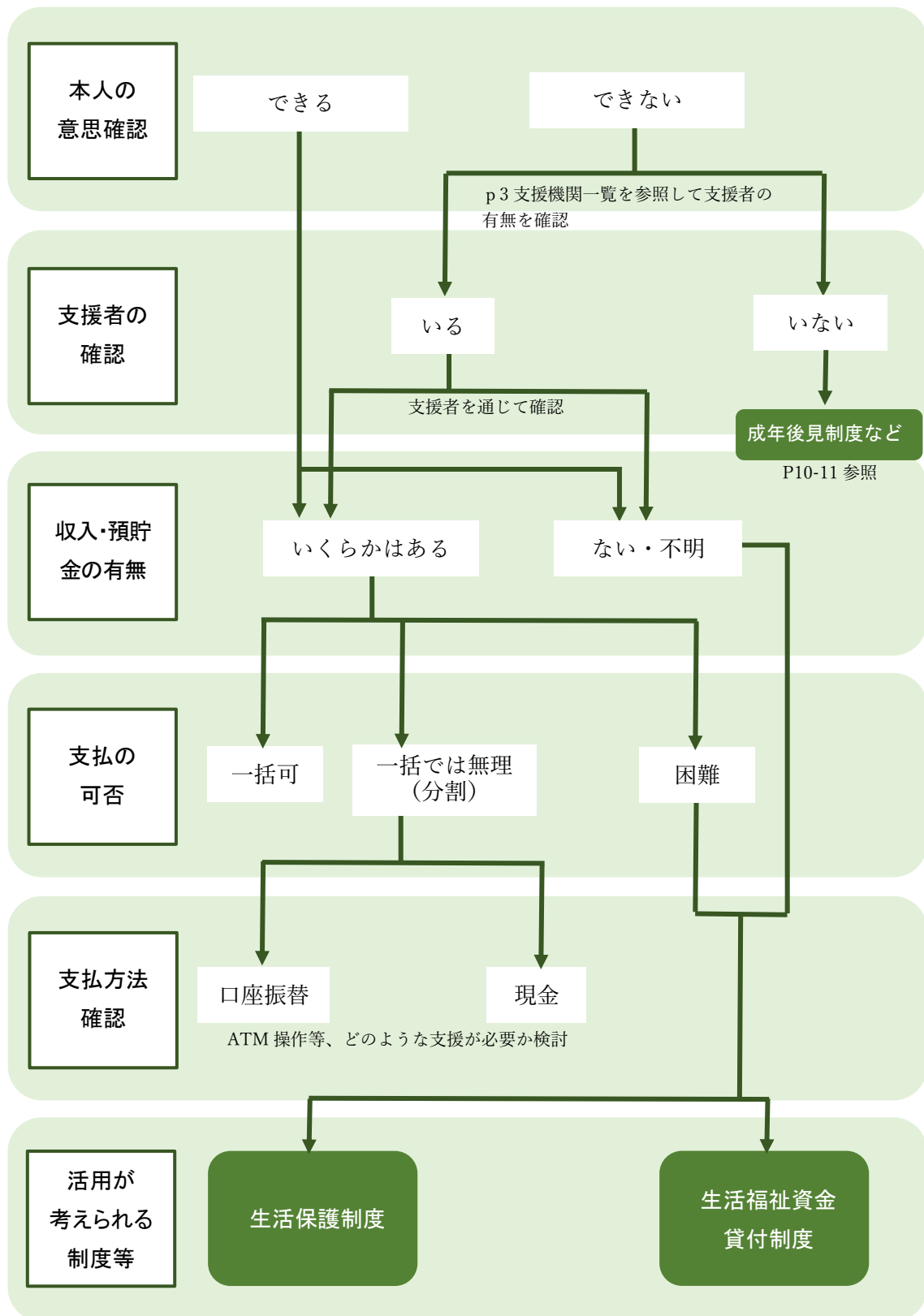
少しでも財産を有している方の場合、可能な限り本人による支払いを求めることとなります（分割払いや自動引き落としなどの方法も考えられます）。しかし、支払いに必要なお金を用意できないなど生活に困窮している場合は、生活保護の申請を検討します。一定期間での収入再建の見込みがある場合は生活福祉資金貸付制度の利用へつなぐことが考えられます。



【活用が考えられる制度等】

制度等	内容
生活保護制度の活用 出雲市（福祉推進課） ☎21-6962、21-6691	生活保護（資料1）の対象となれば、その医療費や紙オムツ代、転退院時のタクシー代などが保護費から支払われます。入院セット（資料2）など療養に必要な物品は入院患者日用品費から本人が支払いますが、その全額を必要物品に充てられない場合もあります。 生活保護の対象となった方には担当者（ケースワーカー）がつき、病院等との連絡窓口となります。
生活福祉資金貸付制度 出雲市社会福祉協議会 （生活支援課） ☎23-3790	生活福祉資金貸付制度は、低所得などの世帯が安定した生活を送ることができるよう、生活再建までに必要な生活費用について貸付を行う制度です。貸付資金の種類により貸付条件が異なります。

<入院代や療養に必要な物品を支払うお金がない場合の対応フローチャート>



○財産はあるが本人による金銭管理が困難

【基本的な考え方】

可能な限り、本人に対して普段どのように金銭の出し入れや管理をしていたかを確認します。金銭管理のみ関わっている方がいる場合もありますので、その場合は本人の意向を確認したうえでその方に連絡をとります。

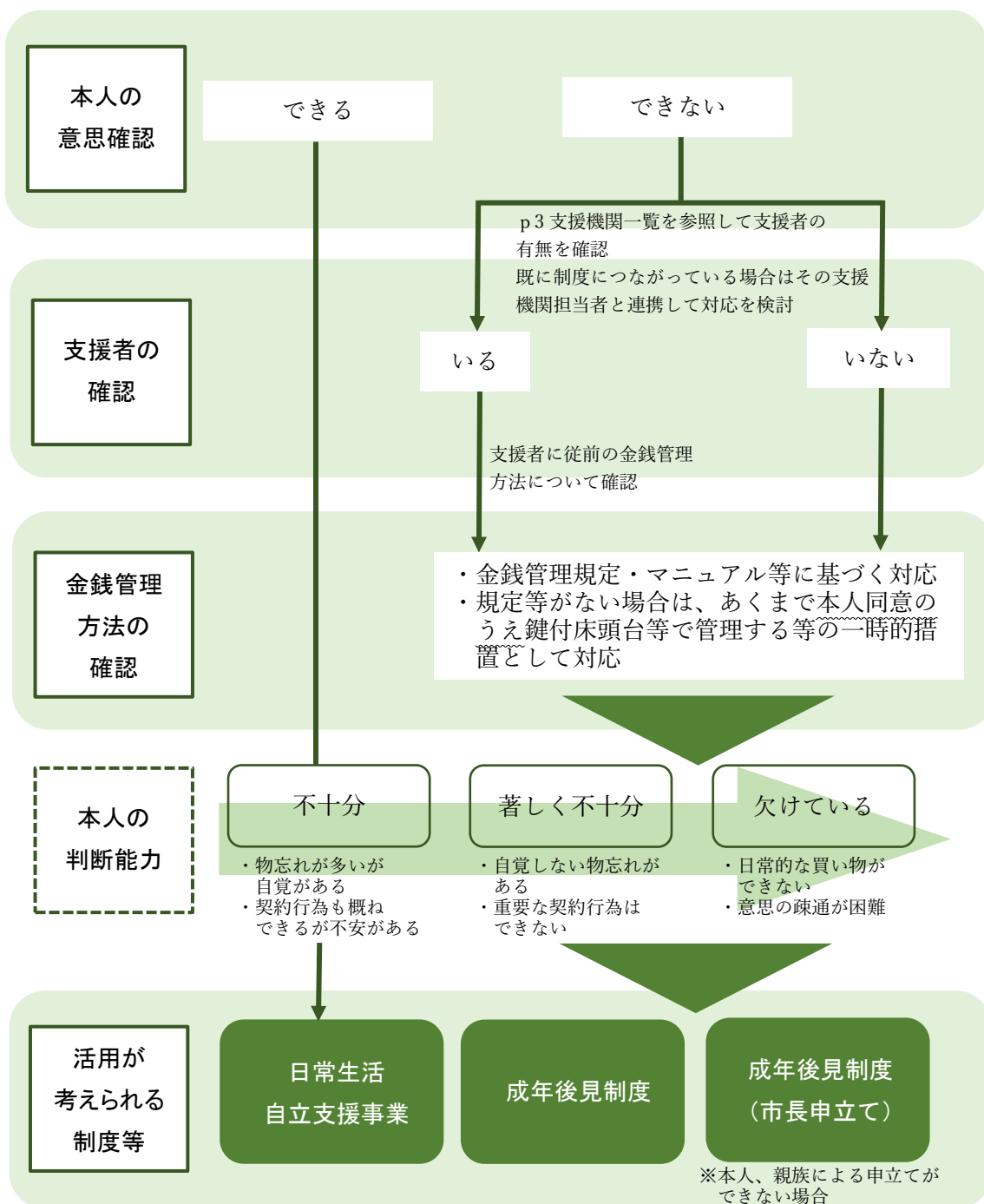
本人以外に対応できる方がいない場合で、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対しては、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、第3者が金銭管理を手伝うことができる制度等について検討します。

こうした制度の該当にならない場合などは鍵付き床頭台での管理や、本人同意のもとで、スタッフが代わってATMでの引き出しを行っている場合もあります。また、医療機関独自の金銭管理マニュアルを作成して対応にあたっている例もあります。

【活用が考えられる制度等】

制度等	対応
日常生活自立支援事業 いづも権利擁護センター ☎25-0955	日常生活自立支援事業（資料3）では、判断能力が不十分などの理由で、日常生活を営むうえで支障を感じている高齢者や知的障がい、精神障がいの方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等をお手伝いします。 <u>本人の意思を前提とした事業であり、意思疎通が困難になった場合は、支払い等の支援を中断する場合があります。</u> また、判断能力が低下してきた方に対しては、成年後見制度への移行支援を行います。
成年後見制度 出雲成年後見センター ☎22-8097 (司法書士法人成瀬事務所内)	成年後見制度（資料4） 制度の利用について相談を受け、問題解決の方法と一緒に考え、家庭裁判所への成年後見制度申立て手続きなどについてアドバイスします。相談は原則として無料です。 センターの会員から適切な成年後見人等を選任し、生活や財産を守ります。
成年後見制度（市長申立て） 出雲市（高齢者福祉課） ☎21-6967 ※65歳未満の方については 福祉推進課へ ☎21-6694	成年後見制度（市長申立て）（資料5） 成年後見制度の申立ては本人、配偶者、四親等内の親族となります。しかし、様々な理由で申立てができない場合で、市長が必要と認めるときは、市長に審判開始の申立てを行う権利が与えられています。

＜財産はあるが本人による金銭管理が困難な場合の対応フローチャート＞



※急性期病院では入院期間が短く制度申請から利用開始までの時間がないため、慢性期病院への転院前に制度を所管する支援機関へ連絡し、転院後スムーズに制度利用手続きにつながるよう支援機関との調整状況を転院先の病院と共有することにより、あらかじめ関係を構築しておくことが望ましいといえます。

(2) 身の周りの世話

○入院中に必要となる物品の調達

【基本的な考え方】

本人もしくは身近な方などの意向により準備することが基本となりますが、それが難しい場合は、各医療機関において病衣やタオル、洗面用具等の入院に必要な物品について購入や貸し出しができる環境にあることが望ましいといえます。(資料2 出雲市内医療機関の入院セット導入状況)

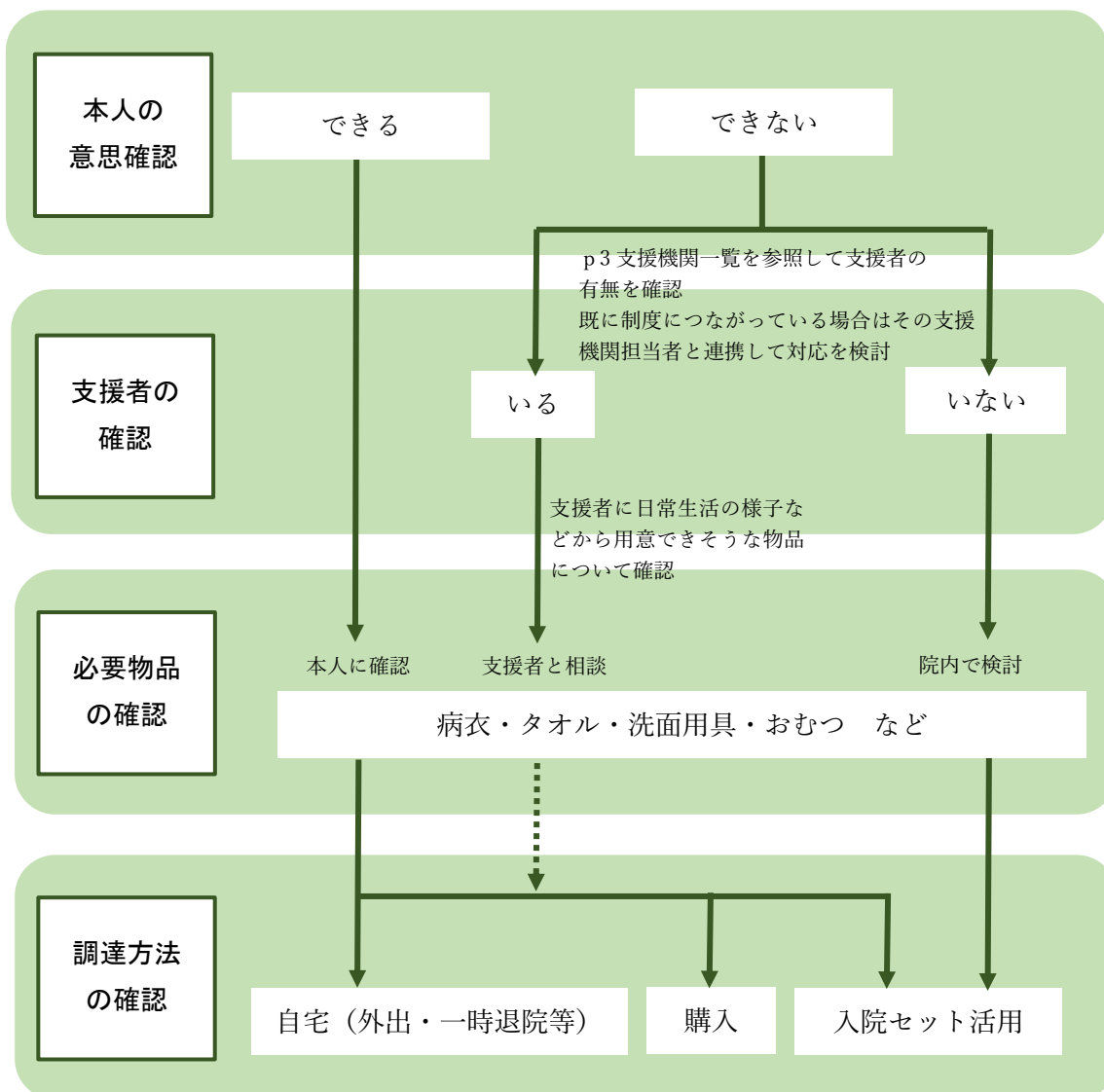


本人が用意することが難しい場合、本人と病院との間で預かり証・出納帳等(資料6)を活用し、病院職員が買い物を代行している例や、外出可能な患者について、病院職員がリハビリを兼ねて自宅まで付き添っている例があります。

【活用が考えられる制度等】

制度等	対応
成年後見制度、生活保護制度	成年後見制度を活用されている方の場合、後見人等が病院と連携して必要物品を購入し、支払うことが可能です。(※後見人は物品購入の契約等を担い、買い物の代行をするものではありません。)生活保護制度では、入院患者日用品費が本人に支払われるので、入院時の物品購入に充てることができます。

<入院中に必要となる物品の調達に支援が必要な場合の対応フローチャート>



※本人が用意することが難しい場合、本人同意のうえで病院職員が買い物を代行したり、ケアマネジャーなどの支援者が自宅へ必要物品を取りに行ったりする例がありますが、あくまで支援者の好意的な対応となります。

※必要物品の購入や入院セットの費用を支払うことが難しい場合の対応は p10-11 参照。

○入院中の自宅管理

【基本的な考え方】

入院期間が長期化した時や、急な入院であった場合、特に身寄りのない高齢者は、入院中の自宅管理が困難となり、様々な問題が生じることがあります。退院後、自宅の掃除や草取りができなくなったり、入院中に郵便物がたまったり、ライフラインの支払い手続きが滞ることも考えられます。



このため、本人の意向を確認したうえで、新聞の契約見直しや郵便物の転送、ライフラインの支払い手続き、ペットの世話などについて、どのように対応するのか本人と相談することが望ましいといえます。

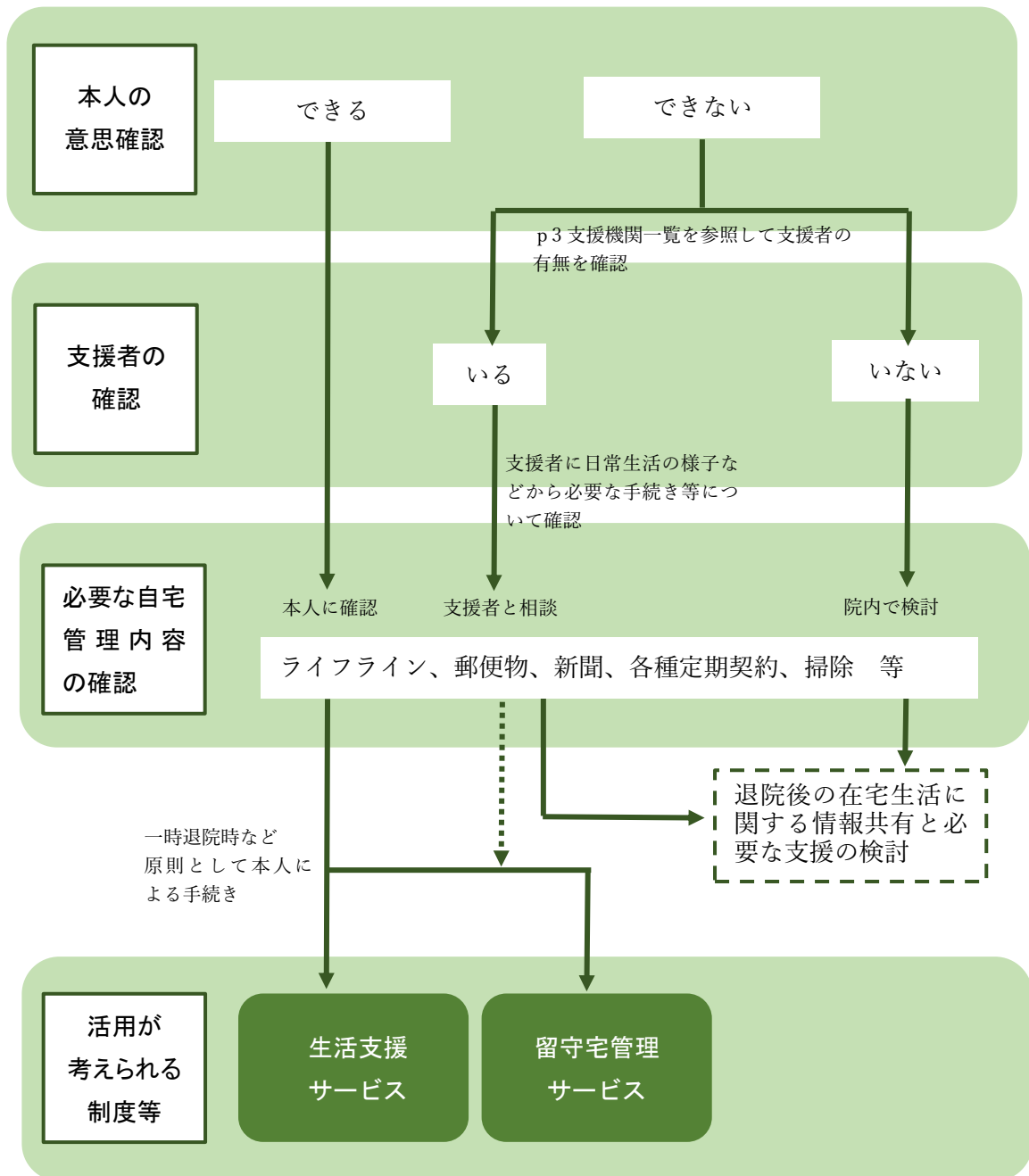
本人が一時帰宅できる場合は、家事支援や生活支援を担う、市内の有償ボランティア団体の活用などが考えられます。一時帰宅が難しい場合は、民間の留守宅管理サービスを活用することも考えられます。

育てることができなくなったペットがいる場合は、出雲保健所（動物管理課）への相談を検討します。

【活用が考えられる制度等】

制度等	対応
生活支援サービス（有償ボランティア） たすけあい活動団体など	出雲市内には、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護保険以外のサービスとして家事支援や生活支援などのサービスを有償ボランティアとして提供している団体があります。掃除や草取りなど、入院中の自宅管理について対応できる場合があります。 ※原則として留守宅での対応はできないため、一時退院時の利用などが考えられます。 ※該当団体、対応サービスなどは「出雲市高齢者べんり帳」「てごナビ」でWeb検索してください。
留守宅管理サービス 実施している民間事業者	留守宅管理サービスを実施している民間事業者と契約し、投函物整理や家屋の換気、屋内掃除、庭の掃除など必要に応じて依頼してください。 ※HPで「留守宅管理サービス」と検索してください。

<入院中の自宅管理に支援が必要な場合の対応フローチャート>



○転退院時の移動手段の確保

【基本的な考え方】

転退院時の移動については、身寄りのない高齢者の場合でも自家用車や公共交通機関の利用などによりご自身で対応していただくことが原則となります。しかし、身体状況や経済的状況によってはそれが困難な場合があります。



寝台（ストレッチャー）や車いすが必要な場合は、福祉タクシーや介護タクシーなどの福祉輸送サービスの利用を検討します。

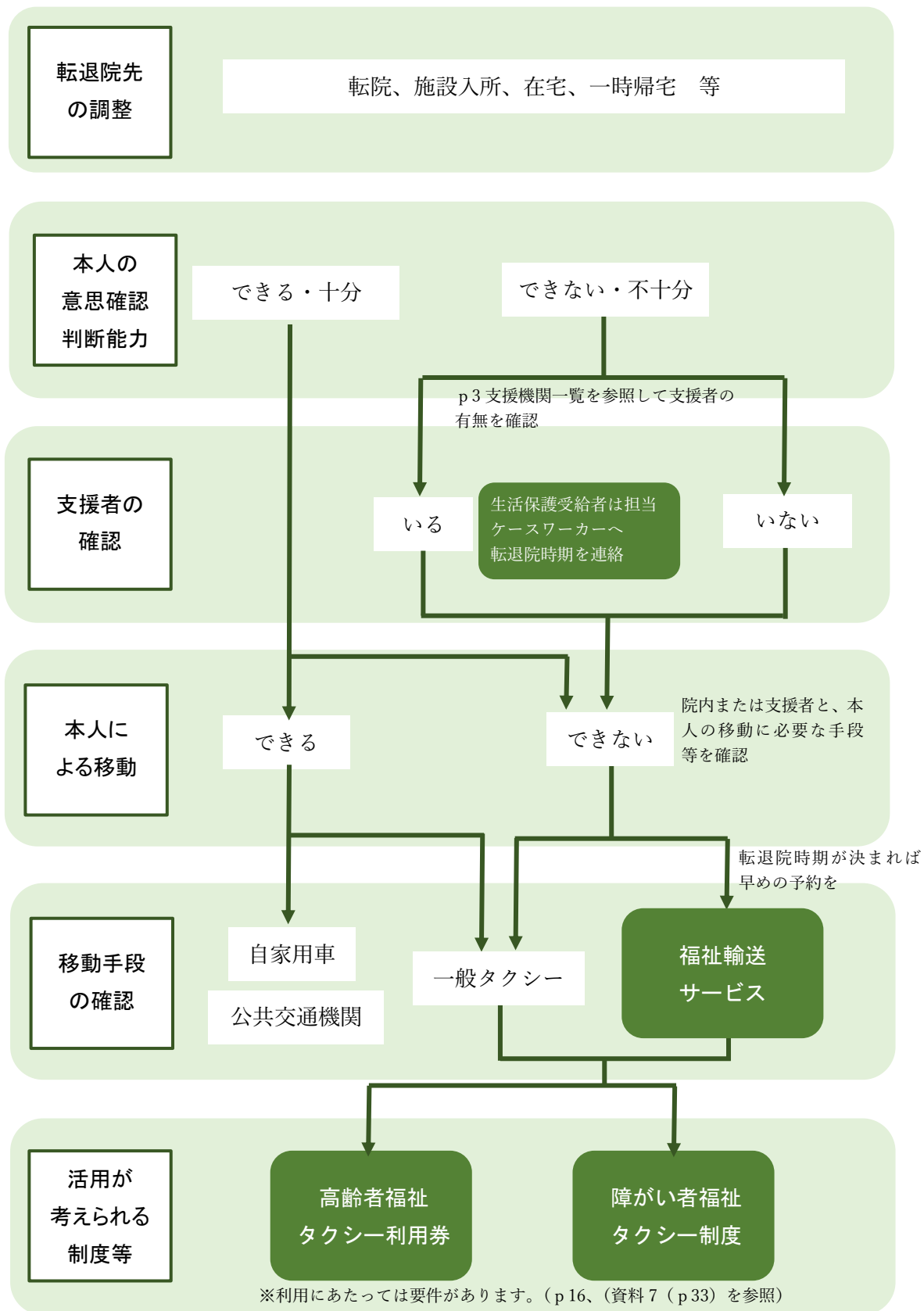
また、出雲市では高齢者向けに生活の利便性向上等を促進するため、タクシー利用券を交付しています。その対象を確認したうえで利用券を活用してタクシーを予約することも選択肢のひとつとなります。

生活保護制度を活用されている方は転退院時のタクシー代が保護費から支払われますので、担当のケースワーカーに事前に連絡してください。

【活用が考えられる制度等】

制度等	対応
福祉輸送サービス 実施している団体	寝台（ストレッチャー）や車いす対応の可否、救急救命士など医療従事者の同乗など、各サービス実施団体によって対応できる内容や料金等は異なります。移送の予定が決まれば、早めの問い合わせと予約が望まれます。 ※該当団体、対応サービスなどは「出雲市高齢者べんり帳」「てごナビ」でWeb検索してください。
高齢者福祉タクシー利用券 出雲市（高齢者福祉課） ☎21-6967 出雲市障がい者福祉タクシー制度 出雲市（福祉推進課） ☎21-6959	公共交通機関の駅や停留所から遠くに居住している在宅高齢者の方の生活支援を広げ、生活の利便性の向上や社会参加を促進するため、タクシー利用券を交付しています。 また、出雲市在住で在宅生活をされている障がいのある方や常時車いすや寝台（ストレッチャー）で外出される方の社会参加等を図るため、福祉タクシー券を交付しています。 いずれも市役所本庁担当課の窓口か各行政センターで申請できます。 ※それぞれの交付条件などについては資料7で確認してください。
生活保護制度 出雲市（福祉推進課） ☎21-6962、21-6691	転退院時のタクシー代の支払いが困難な場合は、担当ケースワーカーに早めに相談してください。

＜転退院時の移動手段の確保に支援が必要な場合の対応フローチャート＞



(3) 各種手続き

○入退院申込手続き時の身元保証人等不在

【基本的な考え方】

医療機関では、基本的に入院時に身元保証人等を求めている場合が多いです。それは、入院費の支払い保証や医療行為の同意、または遺体・遺品の引き取りなどの必要が生じた場合を想定しています。しかし、厚生労働省から「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日付け医政医発0427第2号。厚生労働省医政局医事課長通知）においては、医師法19条1項の「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」に抵触するとの見解が示されていることに注意が必要です。

身元保証人等がないことが問題ではなく、身元保証人等がないことにより、具体的にどのような課題が発生するのか（医療費等の支払いについて、医療同意について、あるいは死後の対応について）を本人や支援者との相談に基づいて明らかにする必要があります。そして、各関係機関と連携しながら、一つひとつ課題に対応していくことで、問題が解決することがあります。

★ここに注意！

○成年後見人やケアマネジャー、ケースワーカーなどが身元保証人等になることはできません

医療機関の現場においては、成年後見人やケアマネジャー、ケースワーカー、民生委員児童委員などの支援関係者に身元保証人等となることを求めているケースがあるようです。

身元保証とは、「人物保証」と「賠償責任」の2つの役割が付随しており、これらを第3者である成年後見人などが担うことはできないことに注意が必要です。

ただし、成年後見人は入院契約などの契約行為を本人の代わりに行うことができ、ケアマネジャーなどの支援関係者とも転退院後の治療方針共有などでの連携が必要となりますので、随時、必要な情報を共有することが望ましいといえます。

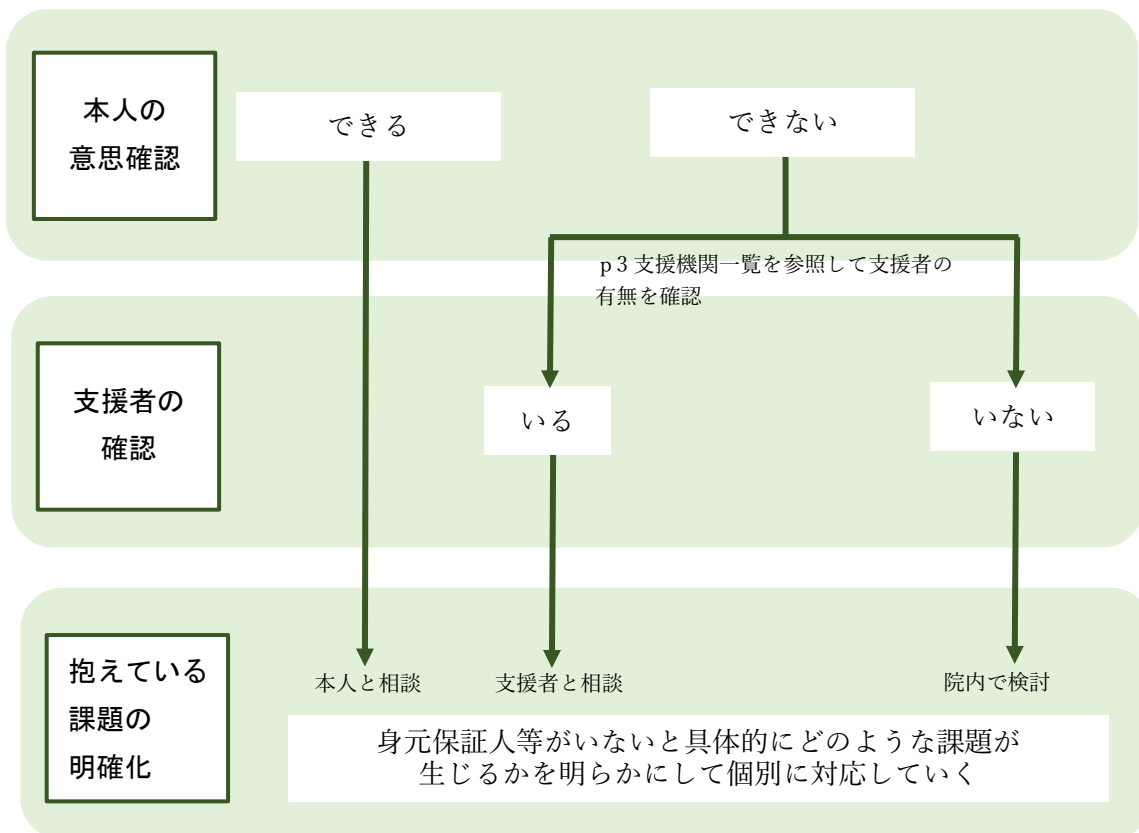
また、成年後見人などが書類上で「身元保証人」の欄に「成年後見人」などと修正し、自身のお立場を記載する場合がありますので、そうした記載が可能か病院や介護事業所と相談してみましょう。

○介護保険施設においても身元保証人等がないことは入所を拒否する理由とはなりません

医療機関と同様に、介護保険施設においても身元保証人等がないことはサービス提供（入所）を拒否する正当な理由にはならないという見解を厚生労働省が示しています。（「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポートの事業に関する相談への対応について」平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号。厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知）

ただし、入所を依頼したい介護保険施設や管理する法人の様々な個別事情等も考慮し、転退院時の入所調整時には先方との入念な事前打ち合わせを行っておくことが望ましいといえます。

<入退院申込手続き時の身元保証人等不在時の対応フローチャート>



参考 身元保証人・身元引受人・連帯保証人

病院や使用する書類によって、身元保証人・身元引受人・連帯保証人などの表現が柔軟に使用されており、その使い方は異なっているようです。

なお、このガイドラインでは、これらを総称して「身元保証人等」としています。

身元保証人	将来与えるかもしれない損害の賠償を保証する人
身元引受人	亡くなった際の身柄の引き受け、荷物の引き取り等を行う人
連帯保証人	本人に代わって支払いを行う人

中には、身元引受人にはなるが身元保証人にはならない、といった方もあります。それぞれの病院において求める内容を、身元保証人等となる方へ事前に説明し、理解を得ておく必要があります。

(4) 死後事務

○遺体・遺品の引き取り、葬儀等

【基本的な考え方】

墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）第9条では、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」とされています。相続人や身寄りがあっても、遺体の引き取りを拒んでいるような場合は同様の取り扱いとなります。



出雲市の場合は、相続人や扶養義務者などがいないことを可能な限り確認したうえで、出雲市福祉事務所（出雲市役所福祉推進課）へ連絡し、対応を依頼します。その際の連絡先や手順、死亡診断書作成等の病院内での事務手続きなどについては、資料編掲載の「ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について」（次ページ・資料8にも掲載）を参照してください。

遺体の引き取り手がなく、未払いの医療費がある場合や財産の処分などの必要がある場合は、本来、家庭裁判所へ相続財産清算人選任の申立てを行い、家庭裁判所が選任した相続財産清算人により支払いがされます。しかし、家庭裁判所へ数10万円から100万円程度の予納金を支払う必要があることなどから、現実的に申立てを行うケースは少ないようです。

【活用が考えられる制度等】

制度等	対応
身寄りのない高齢者の遺体の引き取りや火葬について 出雲市（福祉推進課） ☎21-6962、21-6691	遺体の引き取り手がない場合、出雲市福祉事務所が墓地埋葬法に基づいて対応します。 医療機関と福祉事務所との連携をスムーズに行うため、出雲圏域病病連携会議において「ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について」（資料8）を作成しています。
成年後見制度 出雲成年後見センター ☎22-8097 (司法書士法人成瀬事務所内)	原則として成年後見人の業務の範囲に葬儀等の「死後事務」は含まれていません。被後見人が亡くなった時点で後見人の業務は原則終了となり、相続人等へ引き継ぎされます。 ただし、後見類型については未払い医療費の支払いが死後事務として認められています。成年後見人がいる場合は連絡をとり、請求について相談します。

ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について

1 福祉事務所へ連絡（8：30～17：15 土日祝日可）

～出雲市～

※事前にご遺体の引き取り手があるか否か十分に確認し、引き取り手がない場合に限り連絡すること。

- ① ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した旨を連絡する。

（平日） Tel. 21-6962(福祉推進課・直通) → 地域連携Ns・MSW対応

（土日祝日） Tel. 21-2211(代表) → 病棟Ns対応

※宿直へ繋がるため、「ご遺体の引き取りの件で福祉推進課へつないでほしい」旨を伝える

福祉推進課へ伝える内容

- | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 故人氏名： | <input type="checkbox"/> 生年月日： | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 住所： | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病院連絡先： | <input type="checkbox"/> 病院担当者名： | | | |
| <input type="checkbox"/> 死亡届の受け取り場所： | | | | |

- ② 死亡届を用意する。（公設・民営の病院とも病院長が届出人となれるため、届出人欄も記入する。）

福祉推進課職員が死亡届を受け取りに来院するので、渡す。

- ③ ご遺体の引取日時について福祉推進課職員から連絡があるので、引き渡しまでご遺体を安置する。

死後24時間経過すれば火葬できるため、死亡日の翌日に引き取りとなることが多い。

ただし、土日は火葬に対応しないので、金曜日に死亡された場合は月曜日までご遺体を安置する必要がある。（引き取りは原則、平日の8：30～17：15。必要に応じ休日も対応。火葬まで安置できない場合は、福祉推進課へ相談する。）

※出雲斎場の霊安室は使用料(5,238円/24時間)がかかるので、病院から出雲斎場へ直送できるよう協力する。

- ④ 福祉推進課職員と葬儀会社にご遺体の引取に来院するので、ご遺体と貴重品を引き渡す。

（貴重品以外の荷物の処分に困る場合は、福祉推進課へ相談する。）

- ⑤ 死亡診断書料と死後の処置料を請求する場合は、「出雲市福祉事務所長宛」で請求する。

2 死亡届の記入方法(届出人が病院長の場合)

医師が死亡診断書を作成後、届出人欄を記載する。

①届出人欄：県立中央病院・島根大学病院⇒☑公設署の長 民間の病院⇒☑家屋管理人

②住所：病院の住所 届出人：院長 ○○ ○○（ゴム印使用可・院長の認印可）

(5) 医療同意

○医療にかかる本人の意思を確認することが困難

【基本的な考え方】

医療行為（手術、延命治療など）への同意は、本人の一身専属性がきわめて強いことから、身元保証人等の第三者には同意の権限はないと考えられています。このため、身寄りのない高齢者が意識障害等で疎通が取れない場合や認知症等により判断能力が低下した場合には、現実的に医療行為への同意を求めることができる人はいないということになります。

実際の医療現場においては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省）などを踏まえて、医療機関内のチームや倫理委員会等の活用などにより、本人にとっての最善策を検討したうえで対応されている場合が多いと考えられます。その際の医療機関関係者の精神的負担は大きく、特に緊急の処置が必要な場合には十分な検討を行うことが難しい状況も考えられます。

こうしたことから、特に身寄りのない高齢者では緊急時の対応や延命処置の希望等についての取り決めを普段から関係者間で共有しておくことが望まれます。つまり、ACPに本人、支援者らのチームで取り組んでおくことが重要になります。

★ここに注意！

○第三者に医療同意を求めることはできません

医療行為が必要な場面において、成年後見人やケアマネジャー、ケースワーカー、民生委員児童委員など、日ごろから支援に携わっている方や、たまたま救急車に同乗された方などが医療機関の関係者からその同意を求められ、承諾されているケースがあります。これは支援者の善意で対応しているものであることから、承諾した支援者等第三者へ責任を負わせるべきものではありません。

「自分が同意しなければ治療してもらえないかもしれない」といった不安にかられる等、支援者とはいえ第三者である一個人に重い精神的負担を生じさせることにつながりかねません。

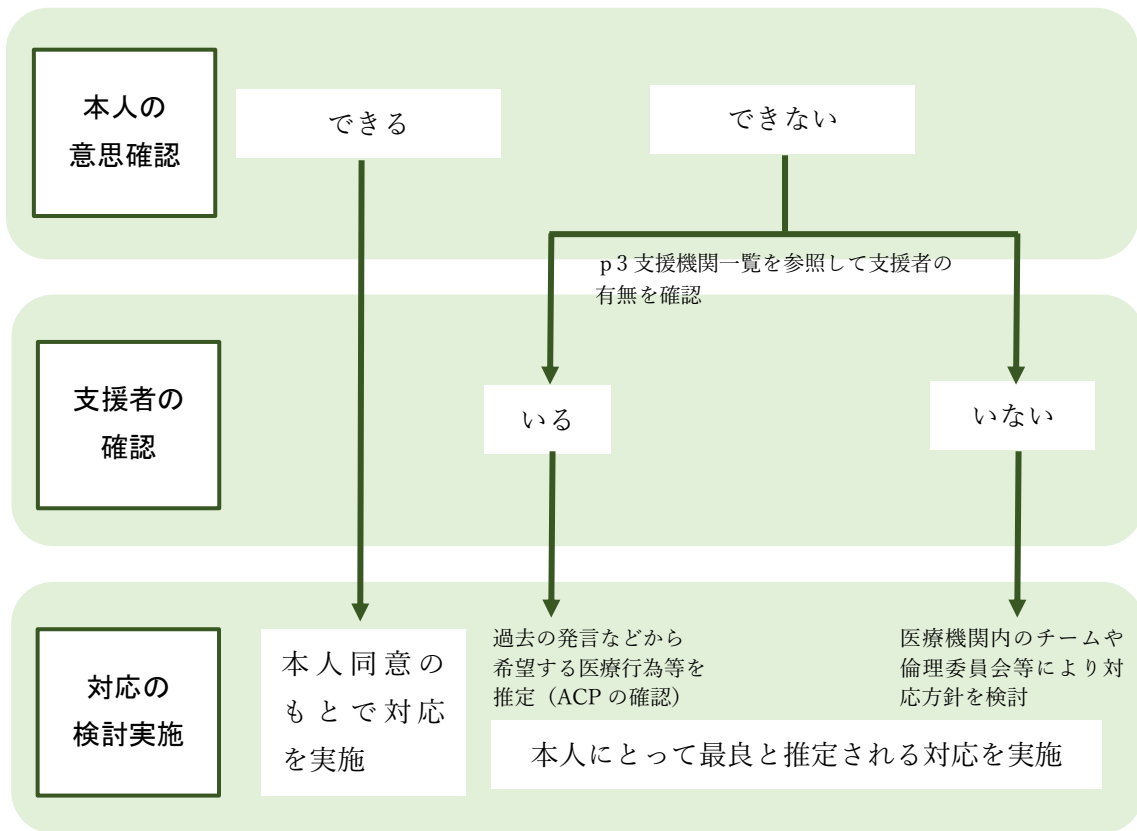
本人の意思確認ができない場合は、あくまで医療機関内のルールに基づいて対応することが基本であり、こうしたことを医療機関内の関係者が確実に情報共有しておくことが求められます。

○日頃から ACP の実践と普及啓発を（参照：4 ページ）

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）は、自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有する取組です。

上記のように、意思を確認できない方の医療同意を得ることは極めて困難であり、医療関係者の負担も大きいことから、できるだけ元気なうちから、あんしんノートなどを活用して ACP に少しでも多くの方が取り組んでいくことができるよう、普及啓発を進めていくことが重要となります。

<医療にかかる意思決定を確認することが困難な場合の対応フローチャート>



(6) 緊急の連絡対応

○容体の急変など緊急連絡の必要が発生

【基本的な考え方】

身寄りがない高齢者が救急搬送された場合などで、生命の危険があり、現在の状況を説明し医療同意を得るため、緊急連絡を行うことがあります。

前ページ記載のとおり、第三者から医療同意を得ることは困難ですが、支援者によっては治療方針の説明を聞き、身元保証人等としてではなくご自身の立場として、医療機関側が求める書類に署名するなどの対応が可能な場合もあります。また、行方不明者などは警察から情報提供を得られる場合もありますので、本人の所持品等から関連機関を推定し、情報収集や対応の可否等の確認等を行います。

支援者によっては、緊急対応が翌営業日となることがあります。緊急連絡が必要な場合の対応について、事前に支援者へ確認しておきましょう。



6. どこに相談すれば？どこが対応すれば？制度のすき間を埋めるために

8050 問題やダブルケアといった言葉に代表されるように、単に身寄りがないだけでなく、複合的な課題を抱えたケースでは単純に目の前の課題に対応するだけでは問題の解決につながらない事も多くあります。そうした、様々な支援関係者が連携して取り組まざるをえない困難事例が増加しています。

これらの中には、具体的に対応できる制度や仕組みがない場合があります、多くの支援関係者の関わりが必要となります。そのため、各支援機関との調整に時間を要し、適切な支援の開始が遅れることも懸念されます。

こうした複合的な課題や、制度のすき間にある問題に対応する機関として、出雲市では高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）があります。

★高齢者あんしん支援センター

高齢者に関する各種相談を市民の方や医療機関などから幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施しています。保健師・看護師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士、介護支援専門員が配置されており、必要に応じて、高齢者の方が抱える課題を解決するため、こうした専門職はもとより、外部の医療・介護関係者、地域における支援者等との調整を図りながら対応しています。

日頃の相談や、要支援の方のケアプラン作成などを通して、高齢者の方との関係性が構築されている場合があることから、必要に応じて高齢者あんしん支援センターの担当者と情報共有を図ることで、課題の解決につながる場合があります。

■高齢者あんしん支援センター 連絡先一覧

出雲地域	出雲市今市町 543 出雲市社会福祉センター内 TEL：0853-25-0707 FAX：0853-25-0901
平田地域	出雲市平田町 2112-1 平田福祉館内 TEL：0853-63-8200 FAX：0853-63-5011
佐田地域	出雲市佐田町反辺 1747-6 市役所佐田行政センター内 TEL：0853-84-0019 FAX：0853-84-9034
多伎地域	出雲市多伎町小田 50 多伎地域福祉センター「うなばら会館」内 TEL：0853-86-7122 FAX：0853-86-2351
湖陵地域	出雲市湖陵町三部 1352 湖陵福祉センター内 TEL：0853-43-7611 FAX：0853-43-2226
大社地域	出雲市大社町杵築南 1397-2 市役所大社行政センター内 2F TEL：0853-53-3232 FAX：0853-53-6053
斐川地域	出雲市斐川町上庄原 1766-2 出雲市社会福祉協議会内斐川支所内 TEL：0853-73-9125 FAX：0853-72-4068

【資料編】

- 資料 1 生活保護制度
- 資料 2 出雲市内医療機関の入院セット導入状況一覧
- 資料 3 日常生活自立支援事業
- 資料 4 成年後見制度
- 資料 5 成年後見制度（市長申立て）
- 資料 6 預かり証・出納帳等（例）
- 資料 7 高齢者福祉タクシー利用券・出雲市障がい者福祉タクシー制度
- 資料 8 ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について
- 資料 9 出雲市内医療機関の霊安室の有無一覧
- 資料 10 出雲市内医療機関への支払い方法一覧

資料 1 生活保護制度

思わぬ病気や事故、失業などにより日々の生活に困ったとき、憲法 25 条の理念に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度であり、出雲市福祉事務所（出雲市役所福祉推進課内）が窓口となっています。

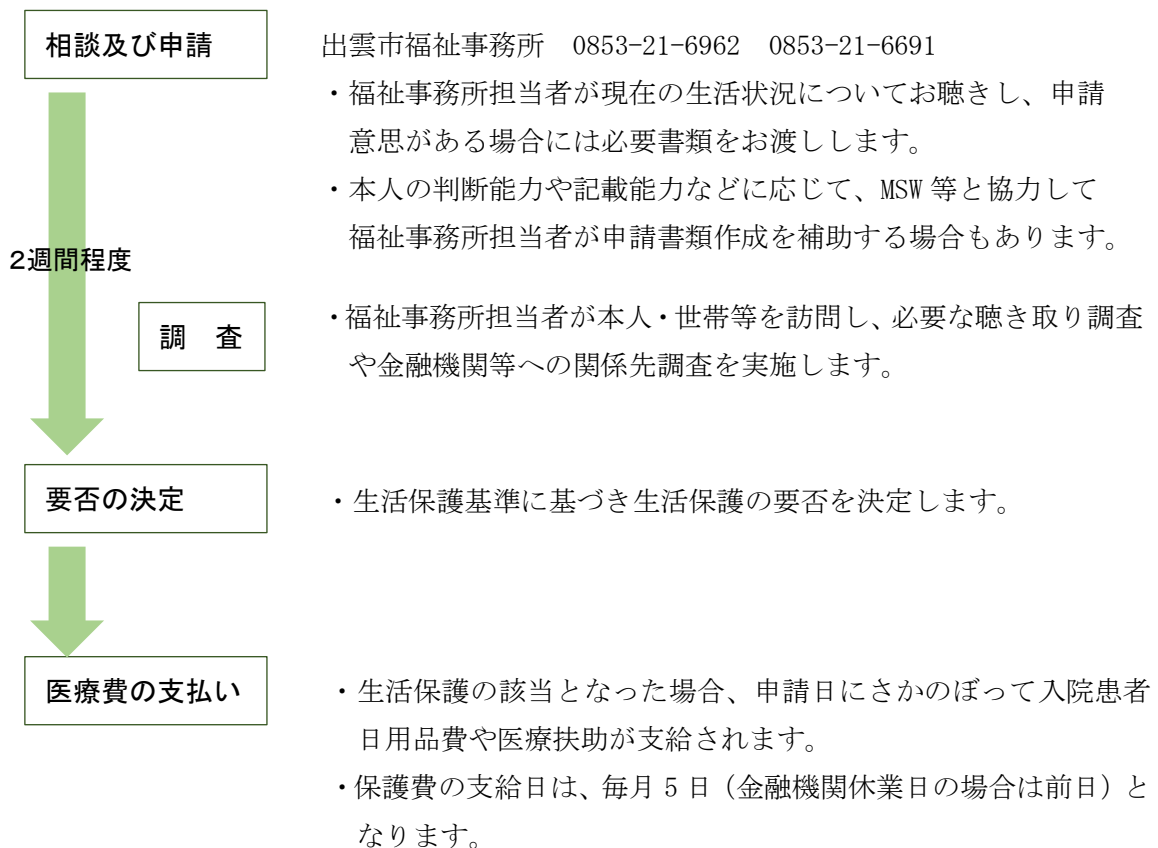
対象となれば、医療費等が生活保護費から賄われ、ケースワーカーと呼ばれる担当者が様々な連絡の窓口となります。

申請の相談にあたっては、手続きをスムーズに進めるため、可能な範囲で事前に以下の情報収集に努めてください。

【福祉事務所相談前に（可能な範囲で）確認しておくこと】

(1) 資産の状況	①預貯金 ②生命保険など ③土地や家屋など ④自動車など
(2) 稼働能力	働いているかどうか、働ける能力があるかどうか
(3) 扶養義務者の存在	配偶者・親子・きょうだい等の関係にある方がいないか
(4) 他の制度等の受給状況	年金や健康保険など

【生活保護申請から決定までの流れ】



資料2 出雲市内医療機関の入院セット導入状況一覧

	病院名	入院セット	おむつセット	備考	利用
1	島根県立中央病院	○	○	入院セット: 基本プランと小児プランあり。病衣・バスタオル・フェイスタオルをレンタル。利用される方には日用品を無料で配布。 紙おむつセット: 2プラン	選択可
2	島根大学医学部附属病院	○	○	入院セット: バスタオル・フェイスタオルレンタル(病衣は別)。 紙おむつセット: 3プラン 日用品無料配布あり。	選択可
3	出雲市民病院	○	×	入院セット: Aセット: 病衣・バスタオル・フェイスタオル Bセット: バスタオル・フェイスタオル 肌着+靴下、ベストなどのオプションセットあり 日用品無料配布あり	選択可
4	出雲市民リハビリテーション病院	○	○	入院セット: 市民病院と同様 紙おむつセット: 4プラン	原則 契約
5	出雲徳洲会病院	○	○	紙おむつセット: 2プラン 日用品無料配布なし	選択可
6	出雲市立総合医療センター	○	○	入院セット: 病衣・バスタオル・フェイスタオルレンタル オプションセットで肌着・靴下あり 紙おむつプラン: 2プラン 日用品無料配布あり	選択可
7	寿生病院	×	×	必要物品は持参 or 売店で購入 売店で購入したものは、後日日用品と一緒に請求 おむつは基本的に病院が提供するものを使用していただき、入院費と一緒に請求	
8	斐川生協病院	○	○	入院セット: Aセット: 病衣・バスタオル・フェイスタオル Bセット: バスタオル・フェイスタオル オプションで肌着・靴下もレンタル可能 紙おむつセット: 3プラン 日用品無料配布あり	選択可
9	小林病院	○	×	入院セットと紙おむつセット、あわせて1プランのみ	原則 契約

【日用品無料配布について】

ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、割りばし、フォーク、スプーン、コップ、ストロー、口腔ケアブラシ、口腔ケアジェル、ボディソープ、リンスインシャンプー、おしりふき、使い捨て食事用エプロン、ヘアブラシ、ゴミ袋、きんちゃく袋(各病院により提供されるものや頻度は異なります。)

【料金目安】

入院セット : 月1万円程度

おむつセット : 月1~1.4万円程度

資料3 日常生活自立支援事業

認知症の方や知的・精神障がいなどの判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行うものです。

相談にあたっては、手続きをスムーズに進めるため、事前に可能な範囲で本人の情報（家族状況、介護度及び障がいの等級、日常の金銭管理等）を収集してください。

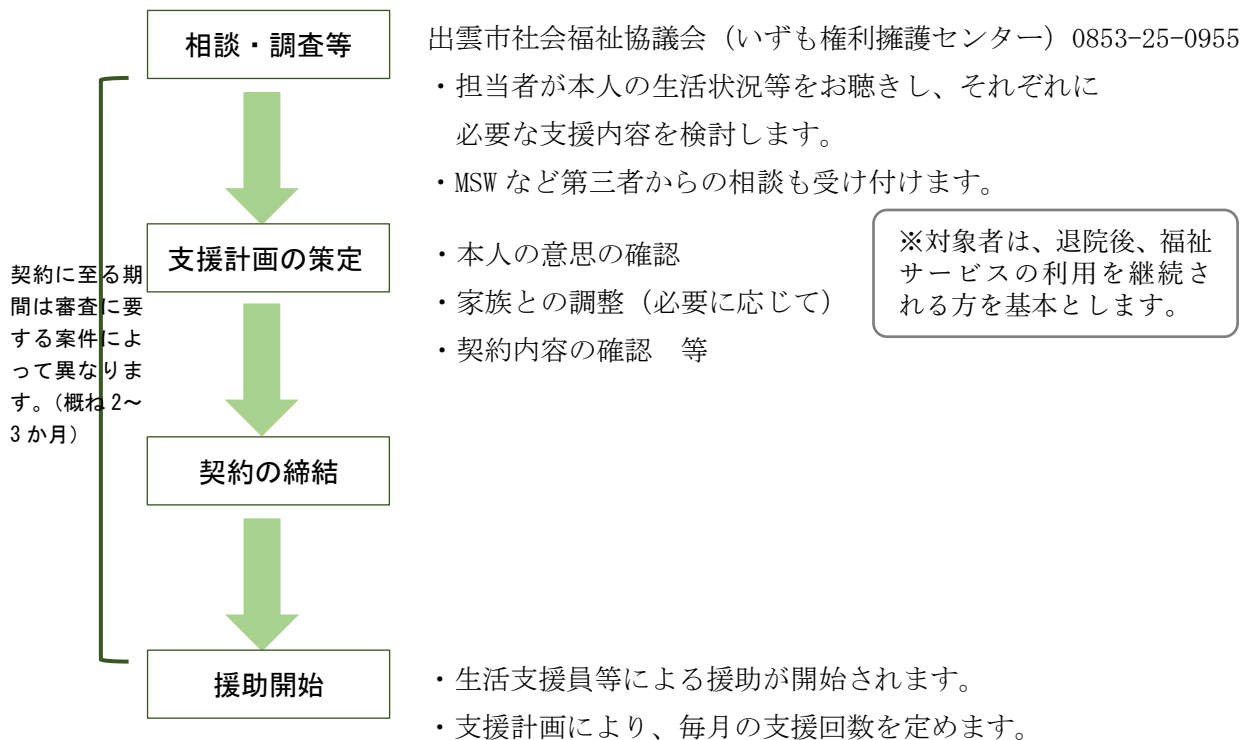
【サービス内容】

項目	内容
①福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用、利用料支払い手続き等
②日常的金銭管理サービス	年金の受領、医療費・税金・日用品代金支払い等
③書類等の預かりサービス	年金証書、預貯金通帳、契約書類、実印等
④定期的訪問による状態把握	安否確認、見守り

【サービスの利用料】

項目	利用料
① ②	1時間あたり1,200円（1時間を超える場合30分ごとに600円加算） 生活支援員の交通費実費（20円/km）
③	標準月額200円程度（貸金庫利用の場合は別途年間500円）

【相談から支援開始までの流れ】

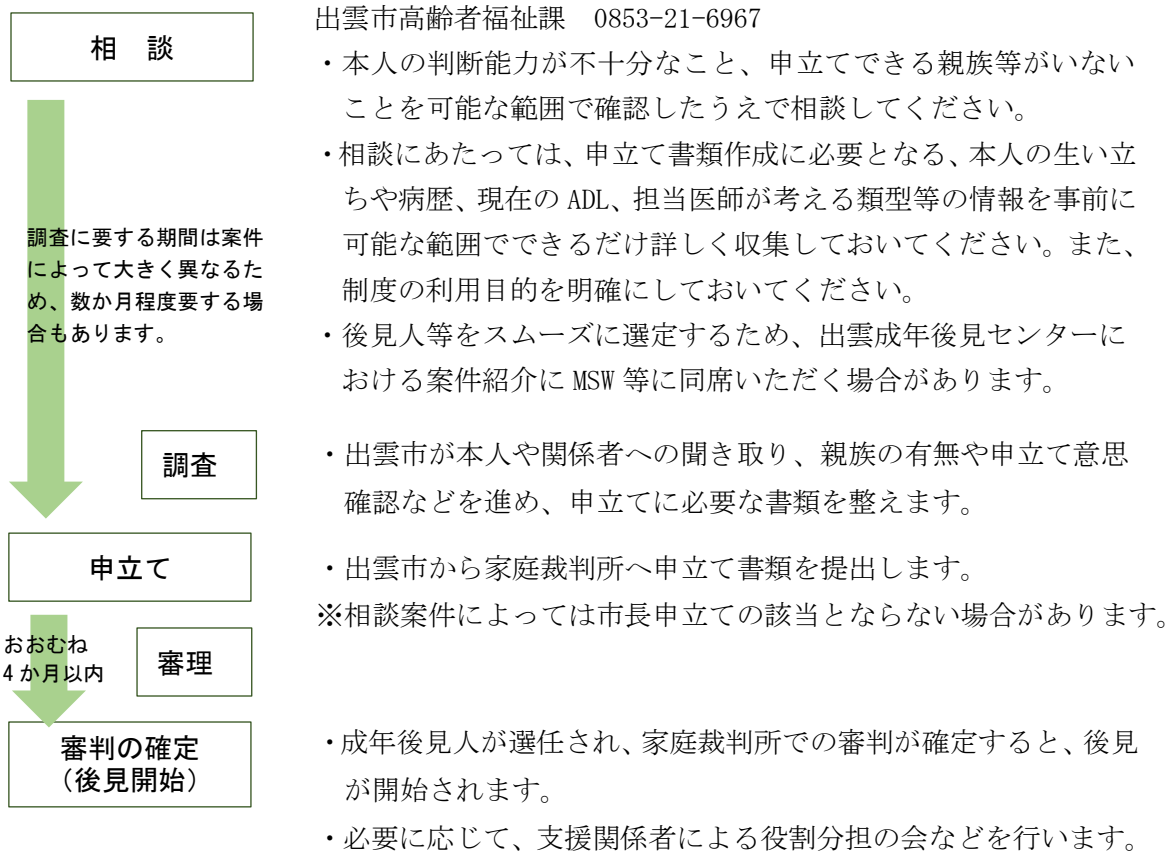


資料 4・5 成年後見制度・成年後見制度（市長申立て）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、預貯金などの財産管理や、サービス利用や入院等の手続きをすることが難しい場合があります。こうした方が不利益を被らないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれます。

【身寄りがいないなどの場合における市長申立ての流れ】



【成年後見人等にできること・できないこと】

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none"> ○財産管理 預貯金・通帳の取扱いや支払い、契約・取消、役所等への届出、資産管理など ○身上管理 入院申込書記入、退院時入所先契約、介護認定申請、病院からの連絡窓口、情報共有を目的とした協議への参加 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療行為への同意 ○身元保証人等 ○死後事務（死亡時点で後見業務は原則終了） ○家事代行、通院等介助 ○一身専属的なこと（結婚、離婚、遺言など）

資料6 預かり証・出納帳等（例）

預かり証

_____様

預かり金 _____ 円

預かり品 _____

預かり日時 年 月 日 時 分

※上記預かり金（品）に相違ないことを確認いたします。

_____ (印)

日付	出金	入金	残額	確認印
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

【 病 院 名 】
事務部担当 _____

預かり証（控）

_____様

※預かり金（品）は患者様の便宜上お預かりしているものです。
金品盗難等の責任は負いかねますのでご承知おき下さい。
※この控えは返却時及び金品の出し入れの際に必要となりますので、保管して下さい。
※取り扱い時間 平日 8:30~17:00
上記時間帯以外は、お取り扱いできませんのでご注意ください。なお、入金の際には、
経理課担当者又は事務担当者にお声掛けいただきますようお願い致します。

【 病 院 名 】
事務部担当 _____

参考：高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機） - 入院、入所の支援事例を中心として - 結果報告書（令和4年3月関東管区行政評価局）

資料 7 高齢者福祉タクシー利用券・出雲市障がい者福祉タクシー制度

○高齢者福祉タクシー利用券

対象地域	出雲・平田・湖陵・大社地域にお住まいの方
対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の高齢者のみの在宅の世帯（施設入所、3か月以上の入院除く） ・自家用車を保有していない ・自宅から最寄駅・バス停まで500m以上（中山間地域は200m以上） ・住民税非課税
交付枚数	1年間で500円券を24枚（12,000円分）
お問い合わせ	出雲市高齢者福祉課 ☎21-6967 詳細は「出雲市 高齢者福祉タクシー利用券」で検索

※障がい者福祉タクシー制度が優先されます。

○出雲市障がい者福祉タクシー制度

対象地域	出雲市内全域																																									
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市在住、在宅生活の方（施設入所、3か月以上の入院除く） ・本人及び配偶者の住民税が非課税の方、または生活保護を受けている方 ・下記のいずれかに該当する方 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【交付区分】次のいずれかに該当する方</th> <th>一般用</th> <th>車いす用</th> <th>ストレッチャー用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">障がい者手帳</td> <td rowspan="2">身体障がい者手帳 (主たる障がい等級による)</td> <td>視覚1, 2級</td> <td>○72枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由1, 2級</td> <td>○36枚</td> <td>○72枚 ○144枚</td> </tr> <tr> <td>その他障がい1, 2級</td> <td>○36枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神障がい者保健福祉手帳 1, 2級</td> <td>○36枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>療育手帳 A, B</td> <td>○36枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要介護度</td> <td>3</td> <td></td> <td>○72枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4, 5</td> <td></td> <td>○72枚</td> <td>○144枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」をお持ちの人</td> <td></td> <td>○72枚</td> <td>○144枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所中・病院に入院中の人 ・認知症グループホームに入所中の人 ・入院・入所中の方が転院・一時帰宅をするとき 	【交付区分】次のいずれかに該当する方		一般用	車いす用	ストレッチャー用	障がい者手帳	身体障がい者手帳 (主たる障がい等級による)	視覚1, 2級	○72枚		肢体不自由1, 2級	○36枚	○72枚 ○144枚	その他障がい1, 2級	○36枚				精神障がい者保健福祉手帳 1, 2級	○36枚				療育手帳 A, B	○36枚			要介護度	3		○72枚		4, 5		○72枚	○144枚		手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」をお持ちの人		○72枚	○144枚
【交付区分】次のいずれかに該当する方		一般用	車いす用	ストレッチャー用																																						
障がい者手帳	身体障がい者手帳 (主たる障がい等級による)	視覚1, 2級	○72枚																																							
		肢体不自由1, 2級	○36枚	○72枚 ○144枚																																						
	その他障がい1, 2級	○36枚																																								
	精神障がい者保健福祉手帳 1, 2級	○36枚																																								
	療育手帳 A, B	○36枚																																								
要介護度	3		○72枚																																							
	4, 5		○72枚	○144枚																																						
	手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」をお持ちの人		○72枚	○144枚																																						
交付枚数	1年間で500円券を上記区分に応じた枚数お渡しします																																									
お問い合わせ	出雲市福祉推進課 ☎21-6959 詳細は「出雲市障がい者福祉タクシー制度」で検索																																									

※申請に必要なものなど詳細は市役所各担当課にお問い合わせください。

※タクシー券に対応していない事業者がありますので事前に各事業者へ確認してください。

※両制度の重複利用はできません。

資料 8 ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について

ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について

1 福祉事務所へ連絡 (8 : 30 ~ 17 : 15 土日祝日可)

～出雲市～

※事前にご遺体の引き取り手があるか否か十分に確認し、引き取り手がない場合に限り連絡すること。

- ① ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した旨を連絡する。

(平日) TEL 21-6962(福祉推進課・直通) → 地域連携Ns・MSW対応

(土日祝日) TEL 21-2211(代表) → 病棟Ns対応

※宿直へ繋がるため、「ご遺体の引き取りの件で福祉推進課へつないでほしい」旨を伝える

福祉推進課へ伝える内容

- | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 故人氏名 : | <input type="checkbox"/> 生年月日 : | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 住所 : | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病院連絡先 : | <input type="checkbox"/> 病院担当者名 : | | | |
| <input type="checkbox"/> 死亡届の受け取り場所 : | | | | |

- ② 死亡届を用意する。(公設・民営の病院とも病院長が届出人となれるため、届出人欄も記入する。)
福祉推進課職員が死亡届を受け取りに来院するので、渡す。

- ③ ご遺体の引取日時について福祉推進課職員から連絡があるので、引き渡しまでご遺体を安置する。
死後24時間経過すれば火葬できるため、死亡日の翌日に引き取りとなることが多い。
ただし、土日は火葬に対応しないので、金曜日に死亡された場合は月曜日までご遺体を安置する必要がある。
(引き取りは原則、平日の8 : 30 ~ 17 : 15。必要に応じ休日も対応。火葬まで安置できない場合は、福祉推進課へ相談する。)
※出雲斎場の霊安室は使用料(5,238円/24時間)がかかるので、病院から出雲斎場へ直送できるよう協力する。

- ④ 福祉推進課職員と葬儀会社のご遺体の引取に来院するので、ご遺体と貴重品 を引き渡す。
(貴重品以外の荷物の処分に困る場合は、福祉推進課へ相談する。)

- ⑤ 死亡診断書料と死後の処置料を請求する場合は、「出雲市福祉事務所長宛」で請求する。

2 死亡届の記入方法(届出人が病院長の場合)

医師が死亡診断書を作成後、届出人欄を記載する。

①届出人欄：県立中央病院・島根大学病院⇒☑公設署の長 民間の病院⇒☑家屋管理人

②住所：病院の住所 届出人：院長 ○○ ○○ (ゴム印使用可・院長の認印可)

資料 9 出雲市内医療機関の霊安室の有無一覧

	病院名	霊安室の有無
1	島根県立中央病院	あり ご遺体用冷蔵設備あり
2	島根大学医学部附属病院	あり ご遺体用冷蔵設備あり
3	出雲市民病院	なし
4	出雲市民リハビリテーション病院	なし
5	出雲徳洲会病院	あり
6	出雲市立総合医療センター	あり
7	寿生病院	あり
8	斐川生協病院	なし
9	小林病院	なし

資料 10 出雲市内医療機関への支払い方法一覧

		現金払		振込		クレジット カード	その他
		平日	夜間休日	可否	手数料		
1	島根県立中央病院	8:30~17:00 総合受付	24時間 救急外来	○	本人負担	○	
2	島根大学 医学部附属病院	8:30~17:15 支払窓口⑥⑦	24時間 救急外来	○	本人負担	○	デビットカード 但し、金融機関発 行のキャッシュ カードに付帯する デビット機能は利 用できません
3	出雲市民病院	8:30~16:30 ※火曜日のみ 8:30~19:00	8:30~16:30 ※火曜日のみ 8:30~19:00	○	本人負担	○	
4	出雲市民 リハビリテーション病院	8:30~17:00	8:30~12:30 ※土曜のみ可 ※日・祝不可	○	本人負担	×	
5	出雲徳洲会病院	9:00~20:00	9:00~20:00	○	本人負担	○	デビットカード・電 子マネー対応可。 ただし基本クレジット カードで対応。
6	出雲市立 総合医療センター	8:30~17:15 総合受付支払 い窓口	休日 8:30~17:00 ※救急窓口 夜間受付なし	○	本人負担	○	
7	寿生病院	9:00~16:00	×	○	本人負担	×	
8	斐川生協病院	8:30~17:00 ※木曜のみ 8:30~18:30	8:30~17:00 ※木曜のみ 8:30~18:30	○	本人負担	○	
9	小林病院	9:00~17:00 ※木曜日除く	9:00~16:30 ※土曜のみ可 ※日・祝不可	○	本人負担	○	電子マネー対 応

【支援が必要となる場面別 Q&A】

(1) 経済的支援

Q	A	参考
貯金もなく、日々の生活にも困っており、医療費が払える状況ではない入院患者については、どうしたらいいですか。	生活福祉資金貸付制度や生活保護の申請などができます。それぞれ要件がありますので、まずは相談してみましよう。	p8
身寄りがなく、金銭管理が困難で支払い医療費等の手続きができない状況の入院患者については、どうしたらいいですか。	判断能力に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度があります。制度が利用できるまで時間がかかりますが、相談をしましょう。	p10

(2) 身の回りの世話

Q	A	参考
入院に必要な物品を用意してくれる人がいない入院患者については、どうしたらいいですか。	病院で入院に必要な物品をまとめた入院セットを備えている場合は、そちらの活用を検討してください。	p12
急な入院により、家に必要な物品を取りに行くことや家の戸締まりなどができない入院患者への対応はどうしたらいいですか。	担当のケアマネジャーや高齢者あんしん支援センターに相談ができることもあります。	p14

(3) 各種手続き

Q	A	参考
身元保証人等がいなくても福祉サービスや入院の手続きはできますか。	身元保証人等がいなくて、直ちに福祉サービスの利用や入院の手続きができないことはありません。しかし、その対応にあたっては事前に福祉施設や病院と相談が必要です。	p18
身元保証人等がいないので施設入所の手続きの相談にのってもらえません。どうしたらいいですか。	身元保証人等がいなくて施設入所を拒否する理由とはなりません。施設側の個別事情等を考慮し、受け入れるにあたって懸念されていること（契約、支払い、緊急連絡先、死後対応）を明らかにしたうえで、判断能力に応じて成年後見制度の申立など対応策を検討します。	p18 p10

成年後見人の手続きをする際、関わりを拒否している家族がいる場合も市長申立てができますか。	できる場合があります。市で2親等以内の親族に照会し、支援の意向等を確認したうえで、市長申立ての可否が決定されます。	p31
--	---	-----

(4) 死後事務

Q	A	参考
成年後見人は死亡届の提出など死亡後の手続きができませんか。	被後見人が死亡時点で後見業務は原則終了となりますが、未払い医療費の支払いや死亡届の提出など対応できる場合もあります。事前に病院と後見人で打ち合わせをしておきましょう。	p20
身寄りのない高齢者がお亡くなりになり、誰も遺体の引き取りができない場合、どうしたらいいですか。	墓地埋葬法に基づき、お亡くなりになった病院の住所地の市町村役場に相談すると遺体の引き取りや火葬などの対応をしてもらうことができます。出雲市であれば、福祉推進課に相談しましょう。	p20

(5) 医療同意

Q	A	参考
患者本人に同意をとることができない場合、ケアマネジャーや成年後見人は医療同意ができませんと言われます。どうしたらいいですか。	ケアマネジャーや成年後見人は医療同意ができません。事前に関わっている支援者が、本人の意思をあらかじめ確認しておくことが望ましいです。ACPのツールとして、出雲市にはあんしんノートがあります。普段から活用を促していきましょう。	p22

(6) 緊急時対応

Q	A	参考
救急車で搬送された患者の住所や名前が分からず、家族も探しましたが見つからず困りました。どうしたらいいですか。	市役所や高齢者あんしん支援センターなど様々な機関に問い合わせをしてもわからない場合、警察に相談すると状況が分かる場合があります。	p24

【出雲圏域病病連携会議 参加病院、相談窓口・連絡先一覧】

	病院名	連絡先	連絡先電話
1	島根県立中央病院 入退院支援・地域医療連携センター	出雲市姫原 4 丁目 1-1	30-6516
2	島根大学医学部附属病院 地域医療連携センター	出雲市塩冶町 89-1	20-2193 20-2620
	島根大学医学部附属病院 がん患者・家族サポートセンター	出雲市塩冶町 89-1	20-2518
3	出雲市民病院 地域連携センター医療相談課	出雲市塩冶町 1536-1	21-2722
4	出雲市民リハビリテーション病院 医療相談室	出雲市知井宮町 238	21-2733
5	出雲徳洲会病院 地域医療連携室	出雲市斐川町直江 3964-1	73-7793
6	出雲市立総合医療センター 地域連携課	出雲市灘分町 613	63-5114
7	寿生病院 地域連携課	出雲市上塩冶町 2862-1	24-2160
8	斐川生協病院 地域連携室	出雲市斐川町直江 4883-1	72-3002
9	小林病院	出雲市今市町 510	21-5230

【出雲圏域病病連携会議 コア会議メンバー】

所属	職種	氏名	備考
小林病院	医師	小林 祥也	病病連携会議代表
島根大学医学部附属病院	MSW	春日 みゆき	病病連携会議世話人
出雲市民病院	MSW	引野 恵	病病連携会議事務局
島根県立中央病院	MSW	萬代 由喜子	
寿生病院	MSW	矢田 鋼一	
出雲市医療介護連携課 (在宅医療・介護連携支援センター)		佐久間 仁	
		山本 克巳	

【発行】

出雲圏域病病連携会議

令和6年2月